

第4回熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会 資料

令和8年（2026年）2月12日
熊本市文化市民局人権政策課

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	公表あり助言	公表あり勧告	公表なし助言	公表なし勧告	公表なし命令	公表罰金	公表あり削除要請
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	○	○	○ 氏名住所 命令内容	—
ヘイトスピーチ（インターネット）	×	×	×	×	×	×	○ 表現内容 年月日 措置内容

相模原市人権尊重のまちづくり条例	公表あり助言	公表あり勧告	公表なし助言	公表なし勧告	公表あり命令	罰金	声明	公表あり削除要請
不当な差別的取扱い	○ 秘密を除く	○ 秘密を除く	×	×	×	×	○	—
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	○	○ 氏名住所 命令内容	×	○	—
ヘイトスピーチ（インターネット）	×	×	×	×	×	×	○	○ 表現内容 年月日 措置内容

第2条

- (3) **不当な差別** 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (4) **不当な差別的取扱い** 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供にあたって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対して付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例	公表あり 助言	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表なし 命令	公表	公表あり 削除要請
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	×	×	○ 氏名 概要	—
ヘイトスピーチ（インターネット）	×	×	×	×	×	×	○ 氏名 概要

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念緒実現を目指す条例	公表あり 助言	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表あり 命令	公表	公表あり 削除要請
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	×	×	○ 概要	—
ヘイトスピーチ（インターネット）	×	×	×	×	×	×	○ 概要

沖縄県差別のない社会づくり条例	公表あり 助言	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表あり 命令	公表	公表あり 削除要請	公表あり 法務局へ 通知
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	×	×	○ 氏名 概要	—	—
ヘイトスピーチ（インターネット）	×	×	×	×	×	×	×	○ 氏名 概要

愛知県人権尊重の社会づくり条例	公表あり 助言	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表あり 命令	公表	公表あり 削除要請
ヘイトスピーチ（公共の場）	×	×	×	×	×	○ 氏名 概要	—

三重県差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	公表あり 助言・説示	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表あり 命令	公表	公表あり 削除要請
不当な差別	○ 必要な事項	○ 必要な事項	×	×	×	×	—

第2条（2）**不当な差別** 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。

三重県 逐条解説 より抜粋

「不当な差別」

女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、人権に関する他県等の条例などを参考に、「不当な差別」について定義しています。「不当な差別」には、人権に関する法律や他県等の条例で一般的に用いられている「不当な差別的取扱い」及び「不当な差別的言動」が含まれます。具体的には、①正当な理由なく、特定の人種等の属性を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該人種等の属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすることや、②特定の人種等の属性を持つ者に対して、人種等の属性を理由として、その生命などに危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したり、地域社会から排除することを煽動したりすることなどが想定されます。

また、「不当な差別」には、単一の属性を理由とするものだけでなく、複数の属性を理由とするもの（障がいのある女性や外国籍の女性に対する差別など、いわゆる「複合差別」）も当然含まれます。そのような複合差別を受けている者は相対的に困難の度合いが大きいと考えられるため、相談対応等において一層の配慮が必要と考えられます。

なお、人権に関する法律や他県等の条例では「不当な差別」としている例が多いことや、従来の憲法学の通説や判例では「差別」を価値中立的に用いており「合理的差別」という概念も措定されていることから、単に「差別」とするのではなく「不当な差別」としています。

全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例	公表あり 助言	公表あり 勧告	公表なし 助言	公表なし 勧告	公表あり 命令	公表	公表あり 削除要請
人権侵害行為	○ 必要な事項	○ 必要な事項	×	×	×	×	—

第7条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

佐賀県 解釈及び運用より抜粋

1 第1項では、不当な差別的取扱いや不当な差別的言動といった不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷などの他人の権利利益を侵害する行為を「人権侵害行為」として禁止しています。

2 「不当な差別」とは、特定の属性（人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地、性的指向、性自認、障害、感染症等の疾病等）を理由として、正当な理由なく、経済的・社会的サービスの機会等の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすることや、特定の属性を持つ者に対して、当該属性を理由として、著しく侮辱したり、地域社会から排除することを煽動する言動をすることなどが想定されます。

3 「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する行為をいいます。具体的には、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為のほか、公権力等による侵害行為がこれに当たります。また、インターネットを通じて行われるものも含まれることを明記しています。

人権に関する市民アンケート（令和7年12月実施分）の結果について

調査の目的 条例の具体的な内容について議論を深めるため、熊本市の人権課題の詳細(どこで、どのようなことが起きているか)を把握する。

調査期間 令和7年(2025年)12月14日～令和8年(2026年)1月22日

調査対象 熊本市内に居住している、又は通勤、通学している方

調査方法 WEB 又は紙文書によるアンケート方式

回答受付数 953件(784件(WEB)+169(紙文書))

■ 結果の概要・・・各質問に対する回答グラフは、3ページ以下に記載

<問3> 人権侵害の有無

- 「自分や身近な方(家族や知人)」の人権が「今までに侵害されたと思ったことがある」は(27.4%)、「ない」は(72.6%)であった。

- ▶ 前回アンケート(R7年2月+10月)では、同じ質問に対し、「ある」は(46.4%)であったが、今回は「ある」と回答した割合が(27.4%)と大幅に減少した。どの年齢層においても「ある」の割合が減少しているが、特に、今回「ある」と回答した割合が低い18歳未満及び18歳～29歳までの若年層の回答の割合が増加(20.3%⇒38.5%)したことによる影響であると考えられる。

前回 n=1,535

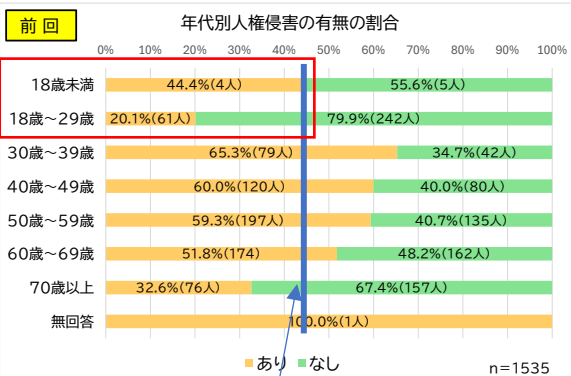
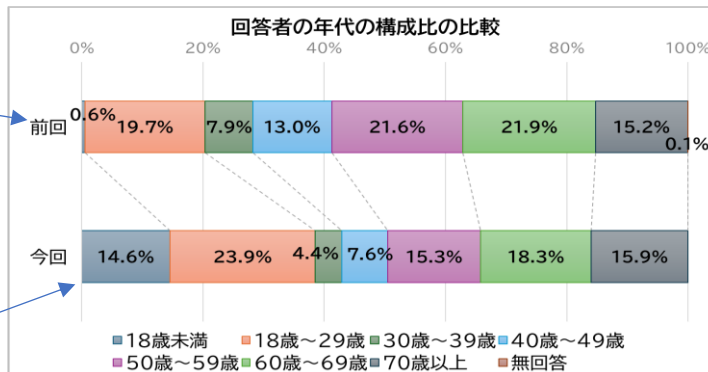
29歳以下 312人

20.3%

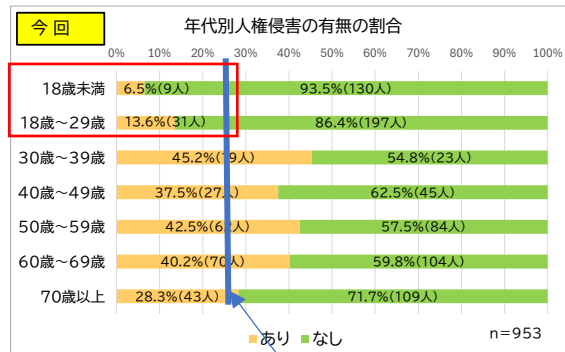
今回 n=953

29歳以下 367人

38.5%



「ある」の割合は全体で46.4%



「ある」の割合は全体で27.4%

<問4> 人権侵害の内容

- ・ 人権侵害の内容で割合が最も高かったのは、「あらぬ噂・悪口・かげ口」(37.2%)で、次いで「職場での嫌がらせ」(26.4%)、「学校でのいじめ」(24.1%)、「ハラスメント」(24.1%)が上位であった。

①「あらぬ噂・悪口・かげ口」について

「職場」、「地域・近隣」、「学校」、「インターネット上」などで起こっており、発生した理由は「人間関係のこじれ」や、「容姿・経済的事情・社会的地位・職業など」となっている。

②「職場での嫌がらせ」について(関連「ハラスメント」)

発生理由としては、「先輩後輩、上司部下など上下関係による不当な扱い」の割合が最も高く、次いで「人間関係のこじれ」となっている。

③「学校でのいじめ」について

発生理由としては、「人間関係のこじれ」が最も割合が高く、次いで「障がいの有無による差別」、「容姿、経済的事情、社会的地位、職業」の順となっている。

- ▶ 日常的な対人関係の中で生じている人権侵害行為の割合が高く、「性別」、「年齢」、「障がい」、「国籍・出身地」「性的指向や性自認」、「部落差別」に起因した差別の割合は低い。

<問5> 本市の人権課題について(自由記載)

本市の人権課題について、以下のような意見が寄せられている。

- ・ いじめがあり、暴力を振るわれている生徒がいる。
- ・ 熊本は封建的。特に男女差別は根強い。
- ・ 部落差別やSNSなどでの誹謗中傷
- ・ 性別・性自認・障がい・病気などパーソナルな部分に関する対応や情報の取扱い
- ・ これから増える在熊外国人との多文化共生
- ・ パワハラ・セクハラ・カスハラ・いじめ・不登校など生活の身近にある問題
- ・ 熊本の出身高校の4校

- ▶ 身近な人権侵害から、人種等の属性に起因する差別まで様々な課題があるとの声が寄せられている。

<問7> 相談しやすい方法について

- ・ インターネット、電話、SNSによる相談が、窓口相談よりも多い結果となった。

【結果まとめ】

本市で発生している人権侵害は、「あらぬ噂」や「学校でのいじめ」、「職場での嫌がらせ」などの割合が高かった。

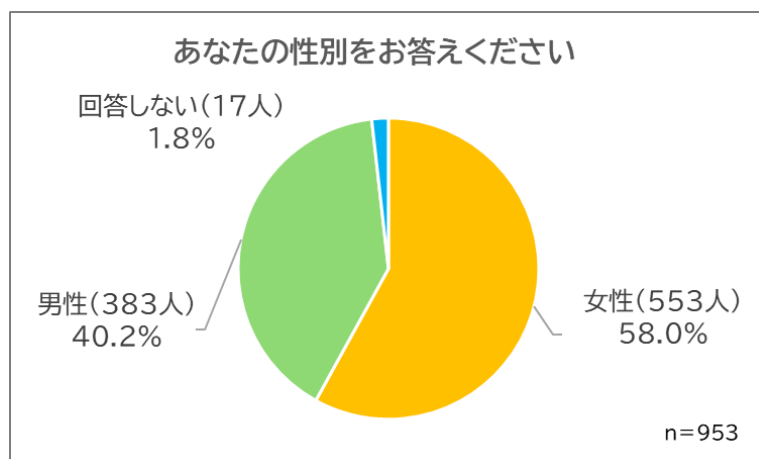
また、発生している場所は「家庭」、「学校」、「地域」、「職場」などの割合が高く、全国的に増加している「インターネット(SNS、掲示板)」上の人権侵害の割合は低かった。

また、人権侵害発生の理由は、「人間関係のこじれ」、「上下関係による不当な扱い」、「容姿や経済的事情」などの割合が高く、「性別」、「年齢」、「障がい」、「国籍や出身地」、「性的指向や性自認」、「部落差別(同和問題)」などに起因する人権侵害の割合は低かった。

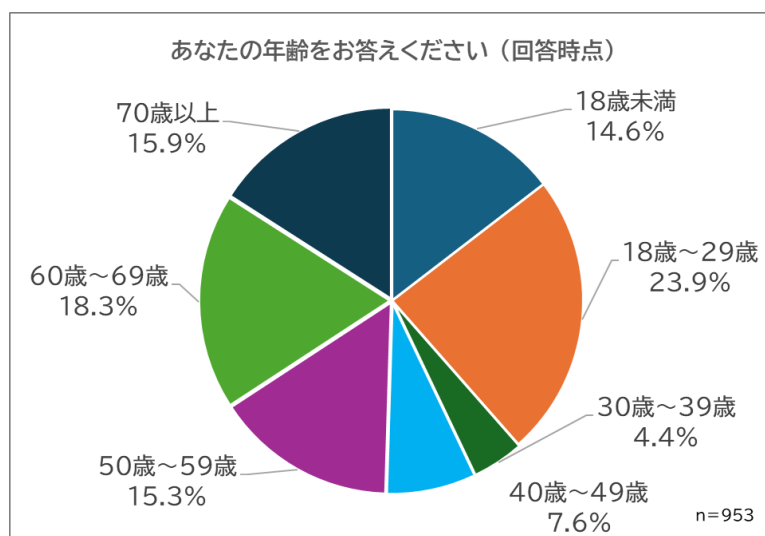
以上のことから、

「今後、本市において増加が見込まれる外国人や、性的マイノリティの方々に関する課題、また、インターネット上の人権侵害への対応については、早急な対応が求められる分野ではあるが、他方で、これらの課題に取り組むためには、まずは日常生活の中で発生している身近な人権侵害に対し、適切に対応することが重要であると考える。」

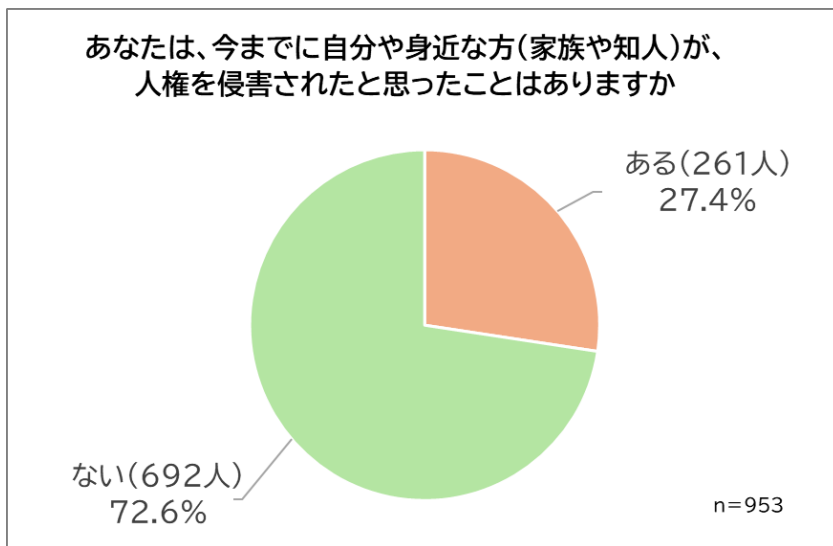
■ 問1 あなたの性別をお答えください。



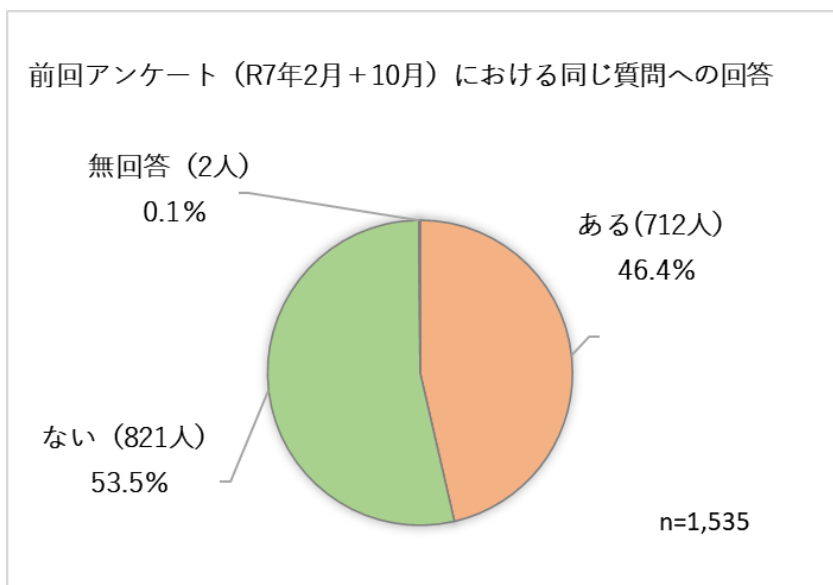
■ 問2 あなたの年齢をお答えください。(回答時点)



■ 問3 あなたは、今までに自分や身近な方（家族や知人）の人権が侵害されたと思ったことはありますか。

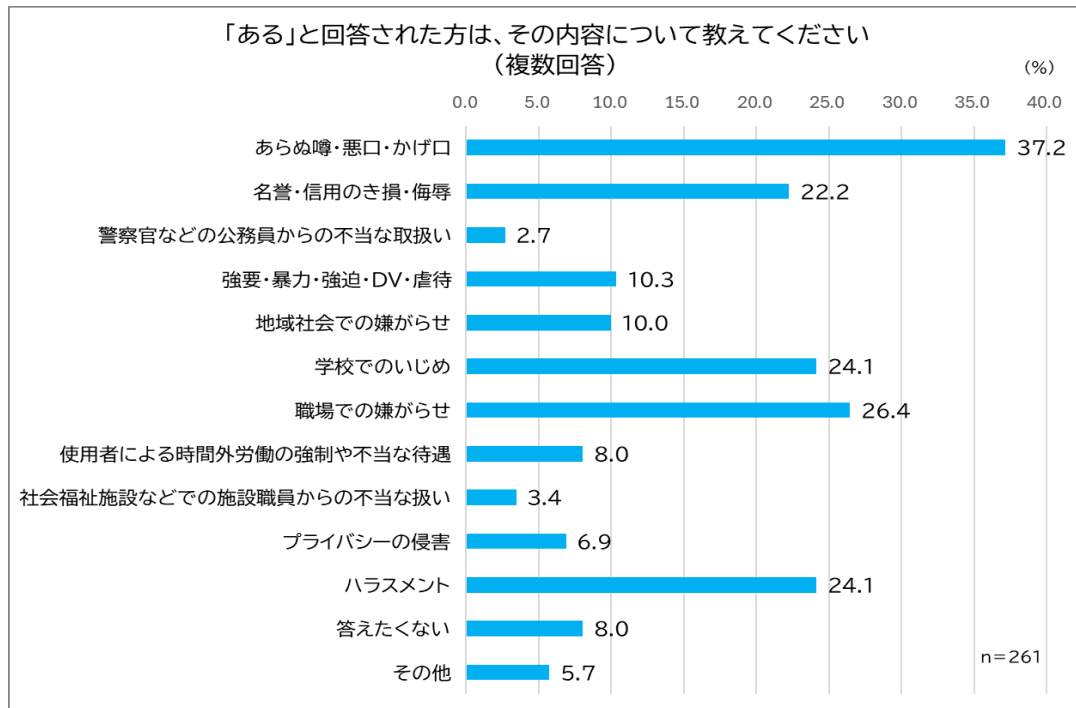


(参考) **前回**

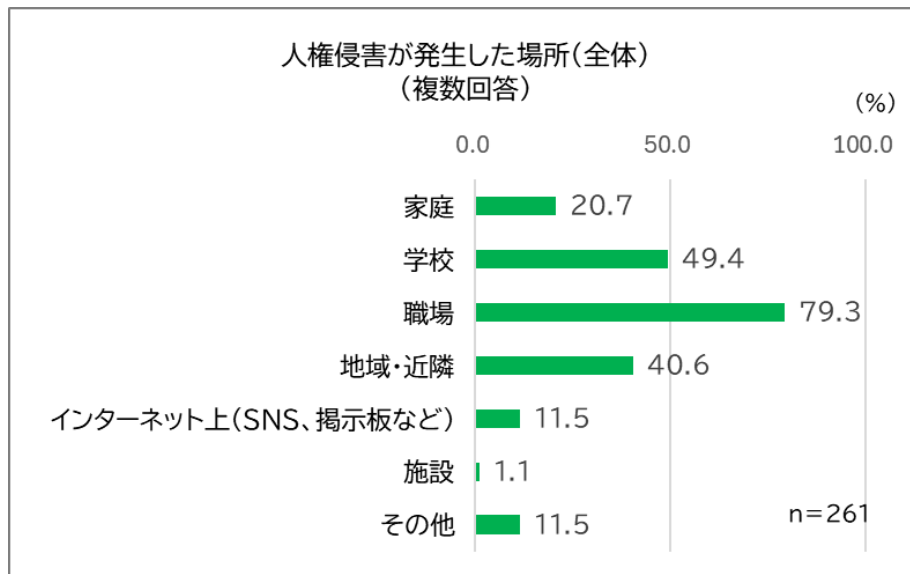


■ 問4 問3で「ある」と回答された方は、その内容、発生した場所、どのような理由であるものかを教えてください。

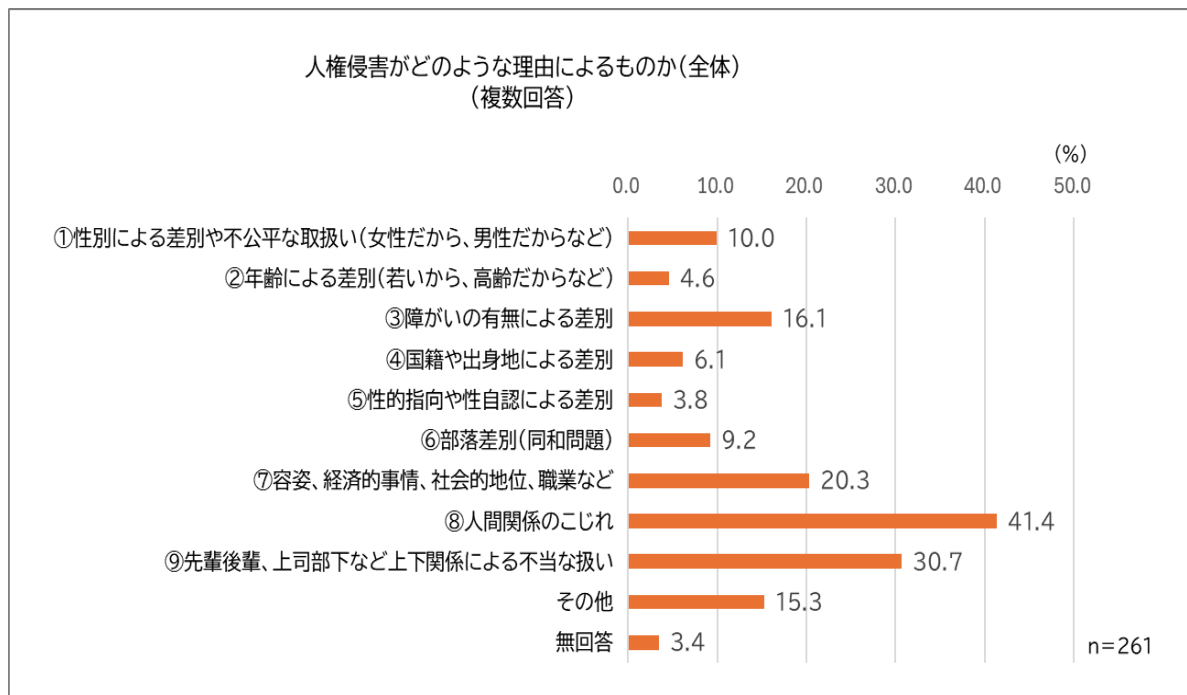
(1)内容(全体)



(2)発生した場所(全体)



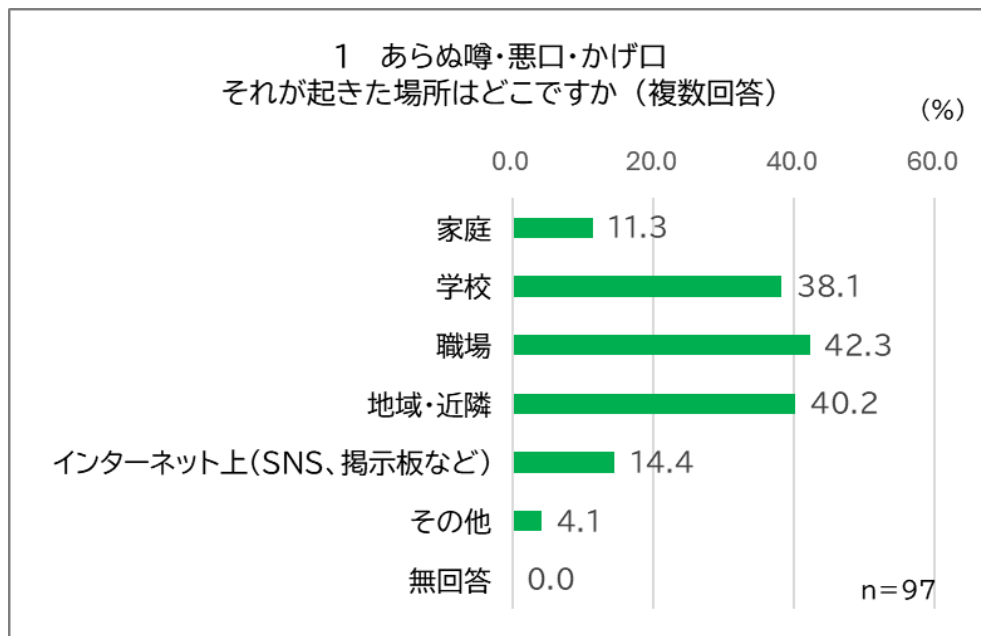
(3)どのような理由によるものか(全体)



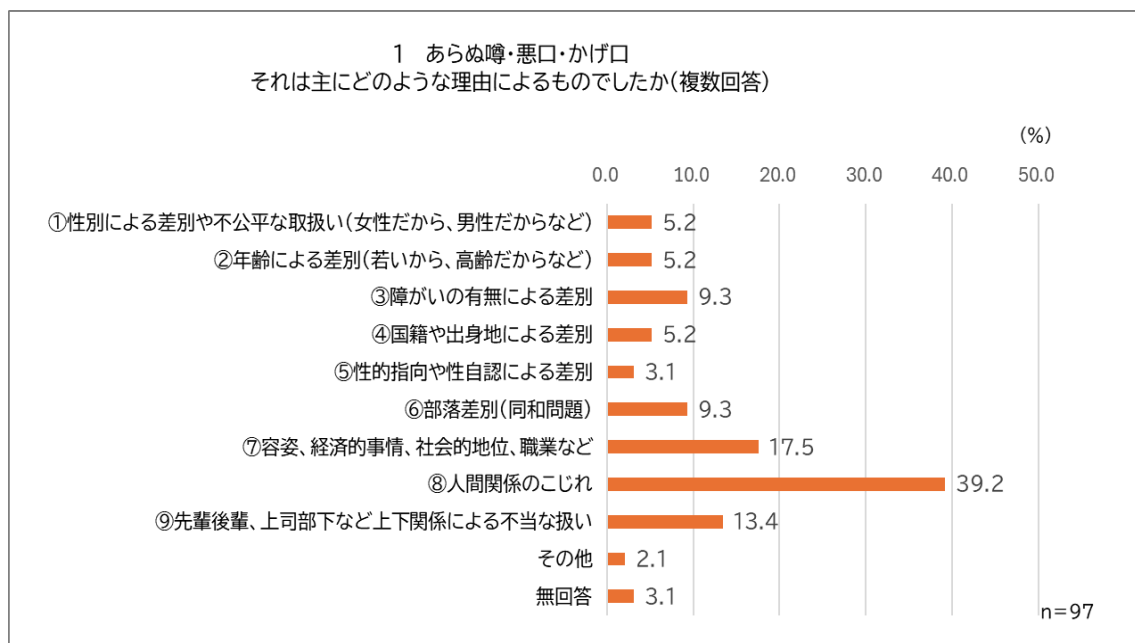
人権侵害の内容別

① あらぬ噂・悪口・かげ口

【発生した場所】

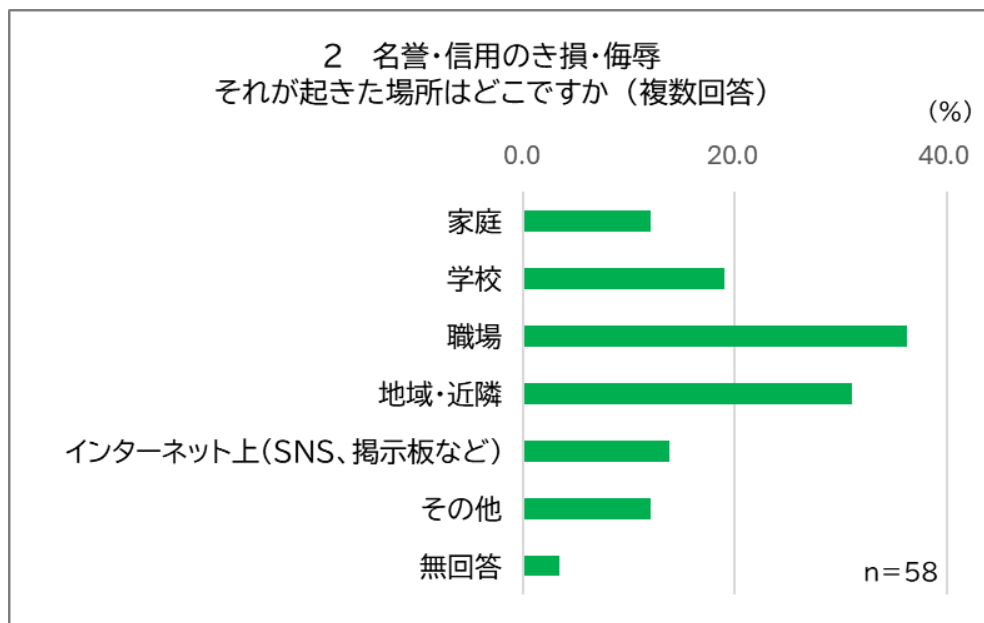


【どのような理由によるものか】

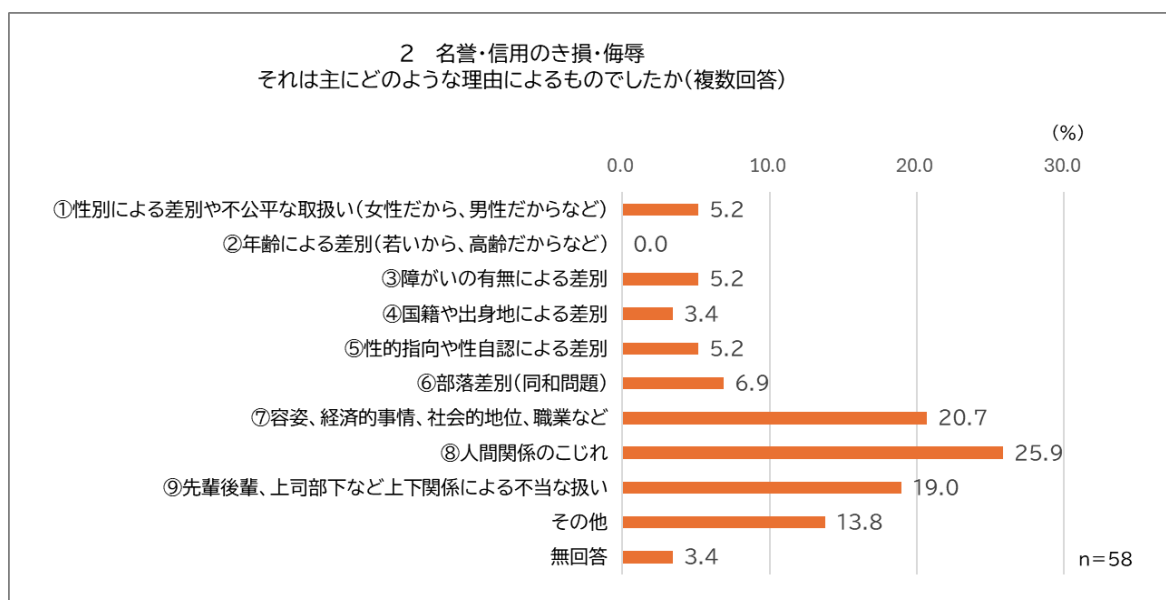


② 名誉・信用のき損・侮辱

【発生した場所】

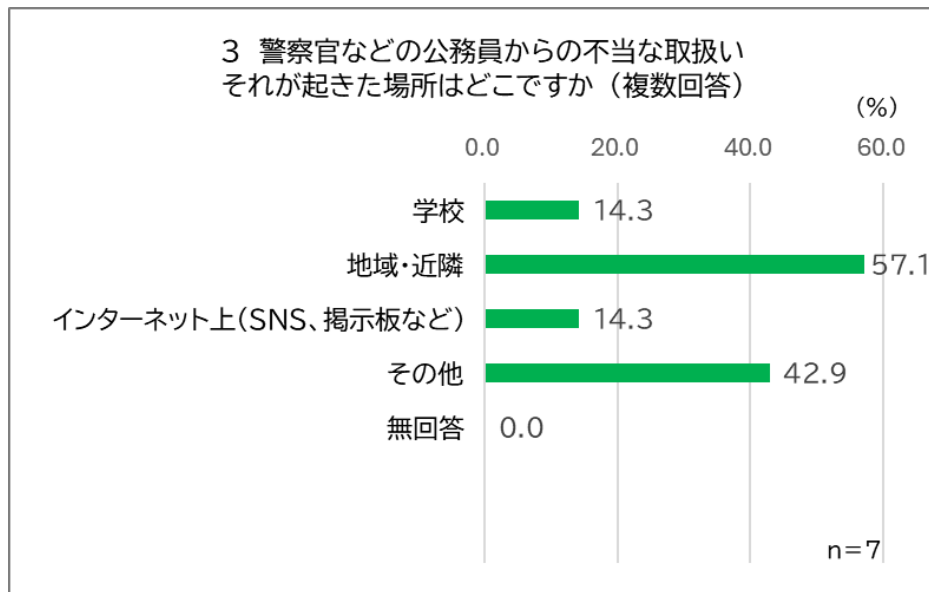


【どのような理由によるものか】

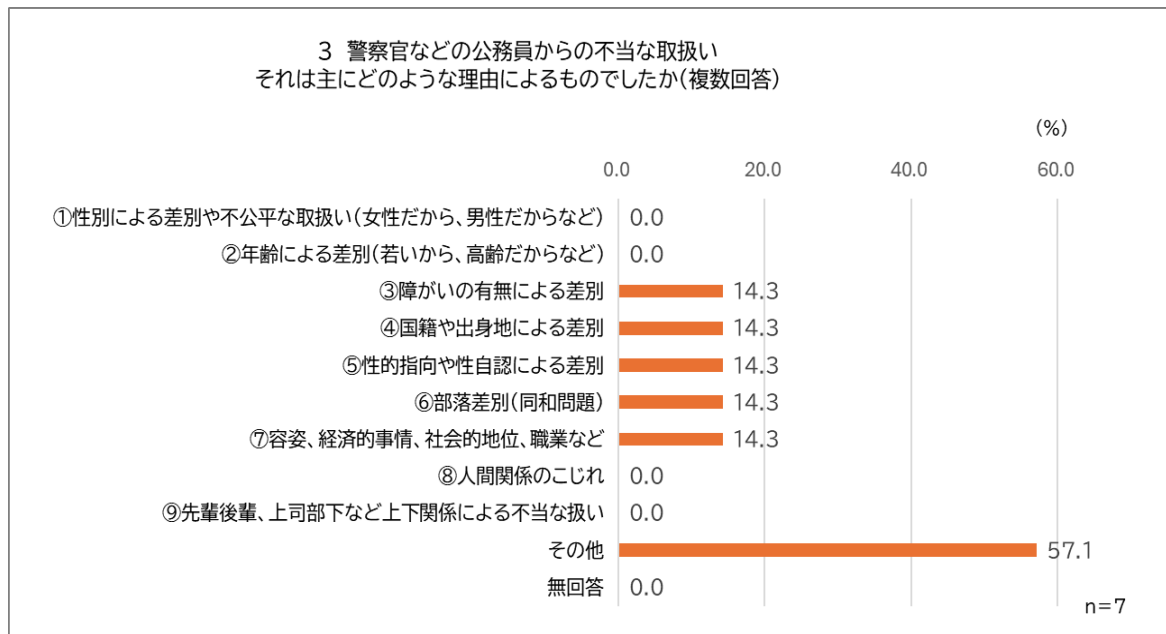


③ 警察官などの公務員からの不当な取扱い

【発生した場所】

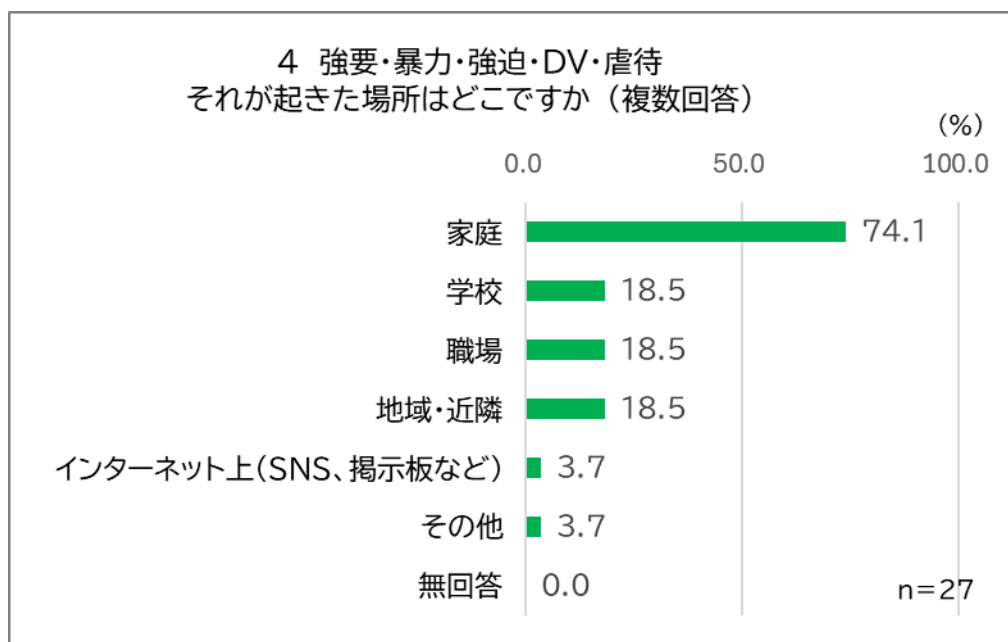


【どのような理由によるものか】

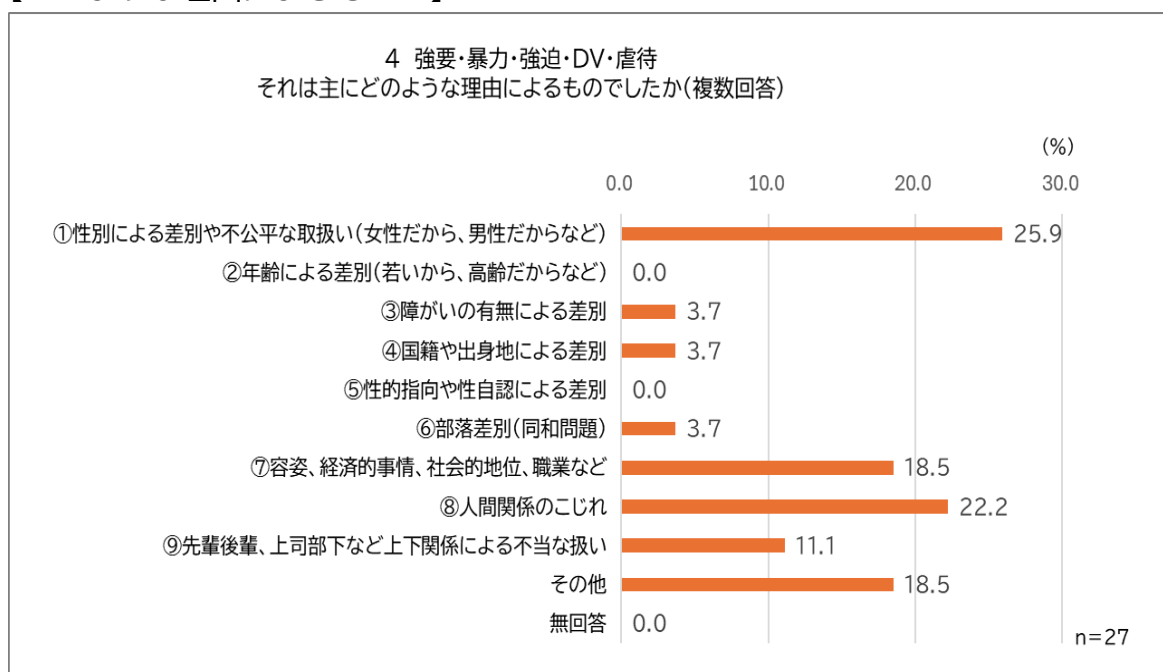


④ 強要・暴力・強迫・DV・虐待

【発生した場所】

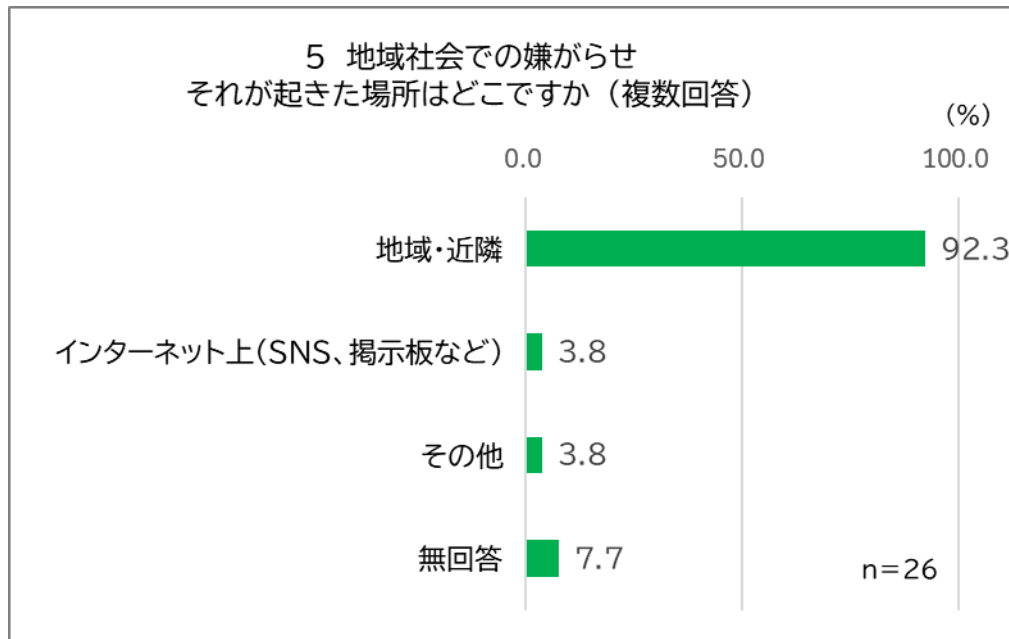


【どのような理由によるものか】

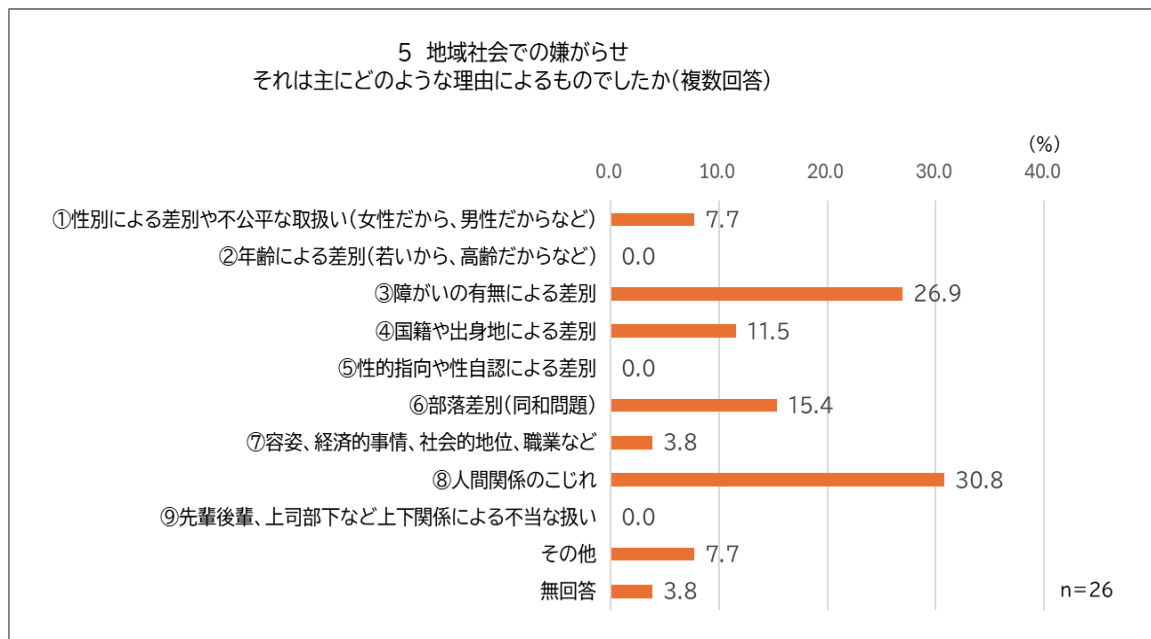


⑤ 地域社会での嫌がらせ

【発生した場所】

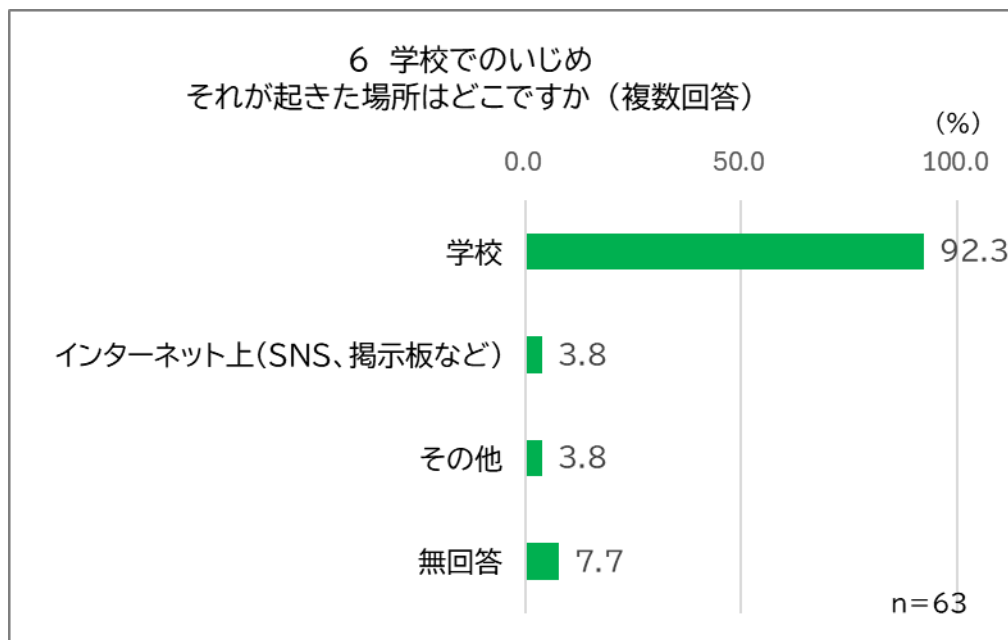


【どのような理由によるものか】

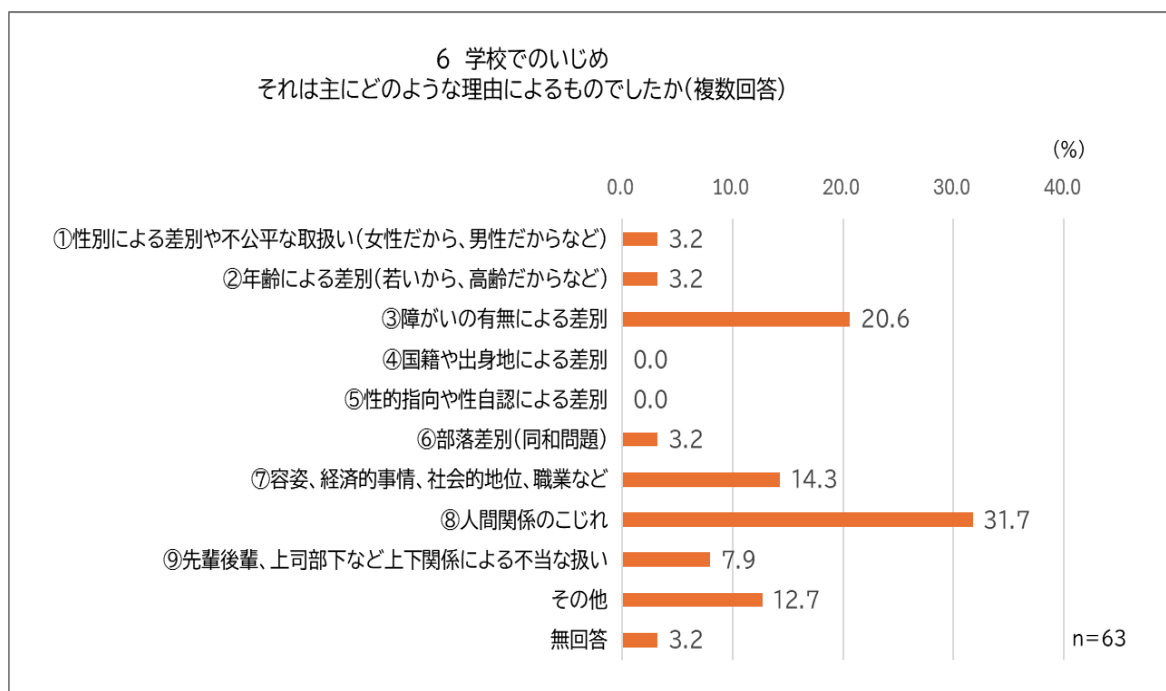


⑥ 学校でのいじめ

【発生した場所】

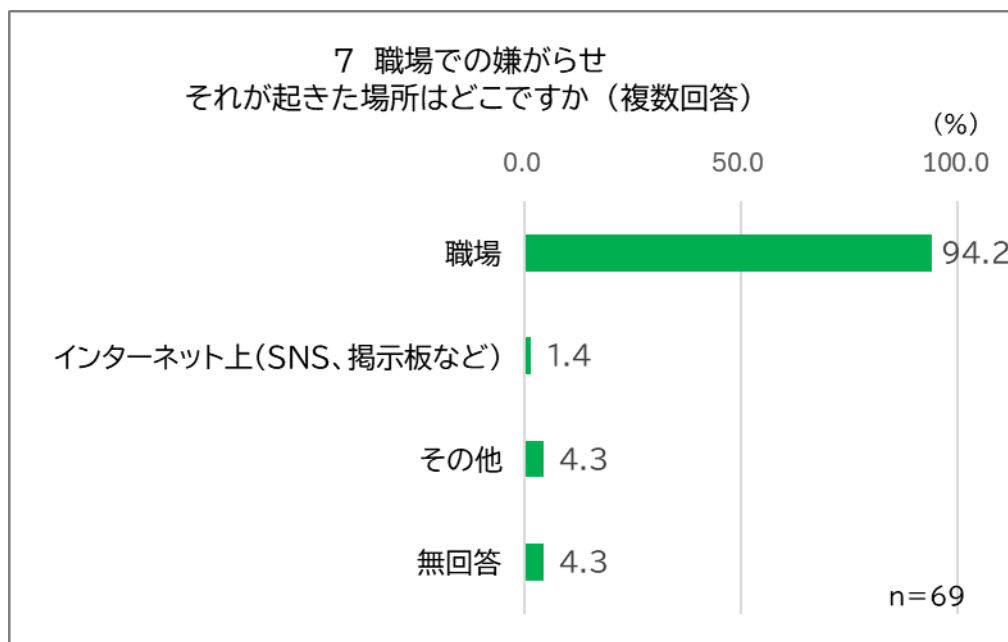


【どのような理由によるものか】

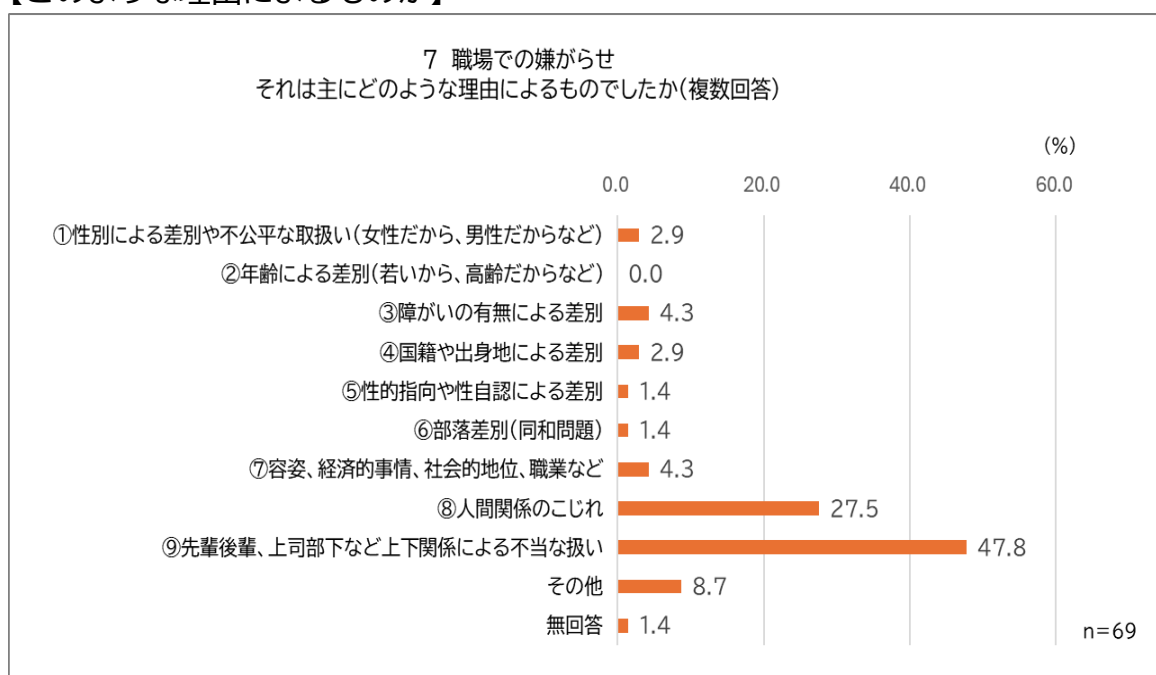


⑦ 職場での嫌がらせ

【発生した場所】

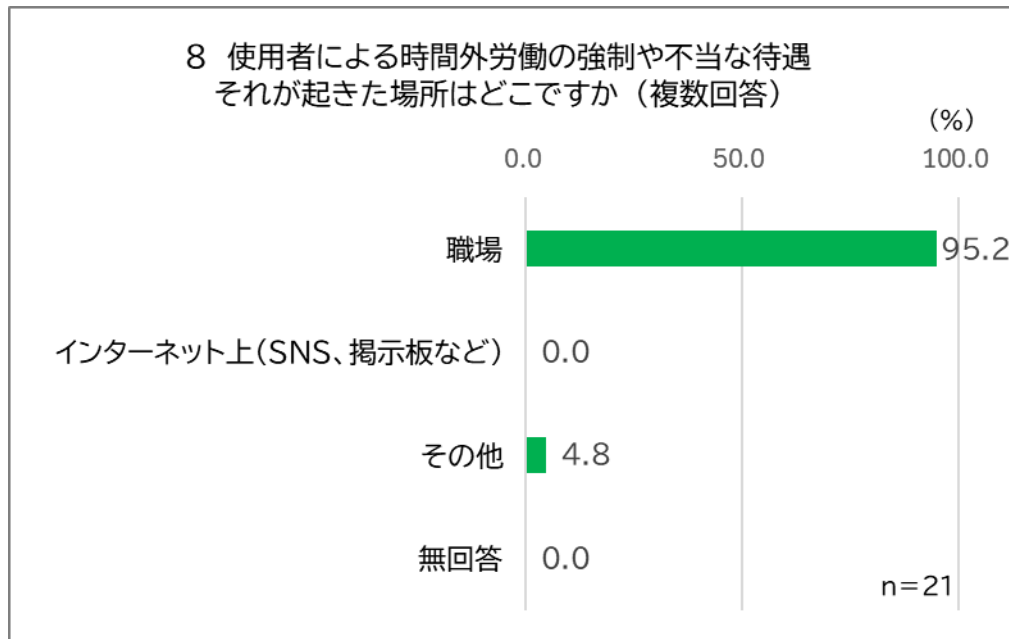


【どのような理由によるものか】

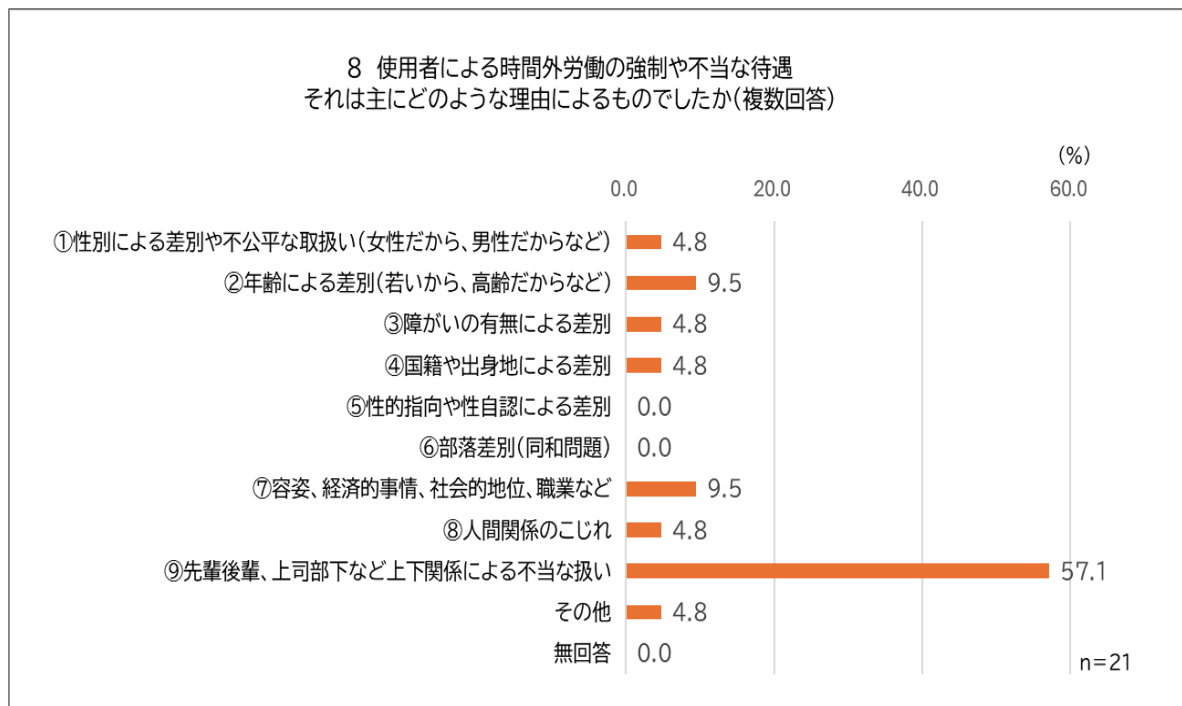


⑧ 使用者による時間外労働の強制や不当な待遇

【発生した場所】

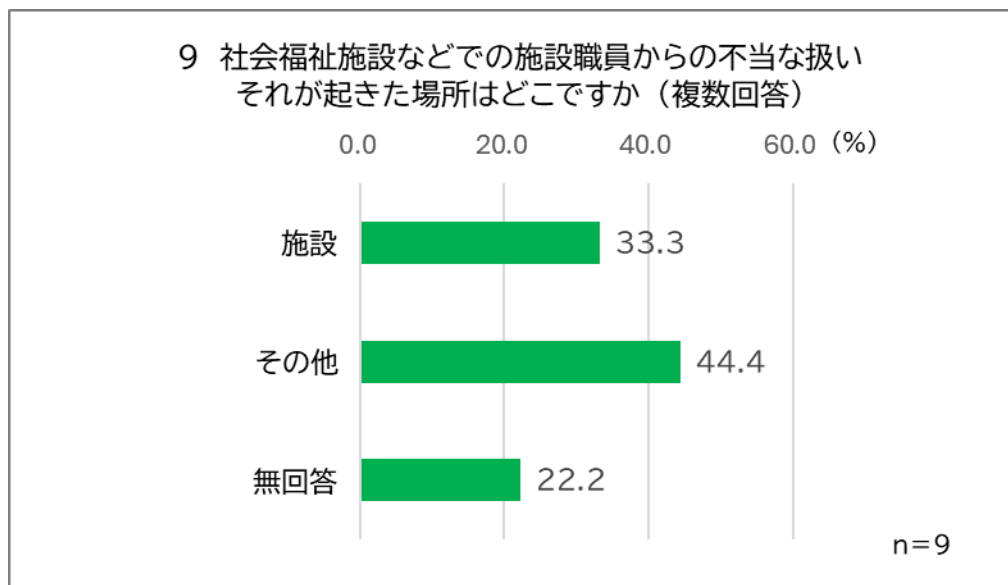


【どのような理由によるものか】

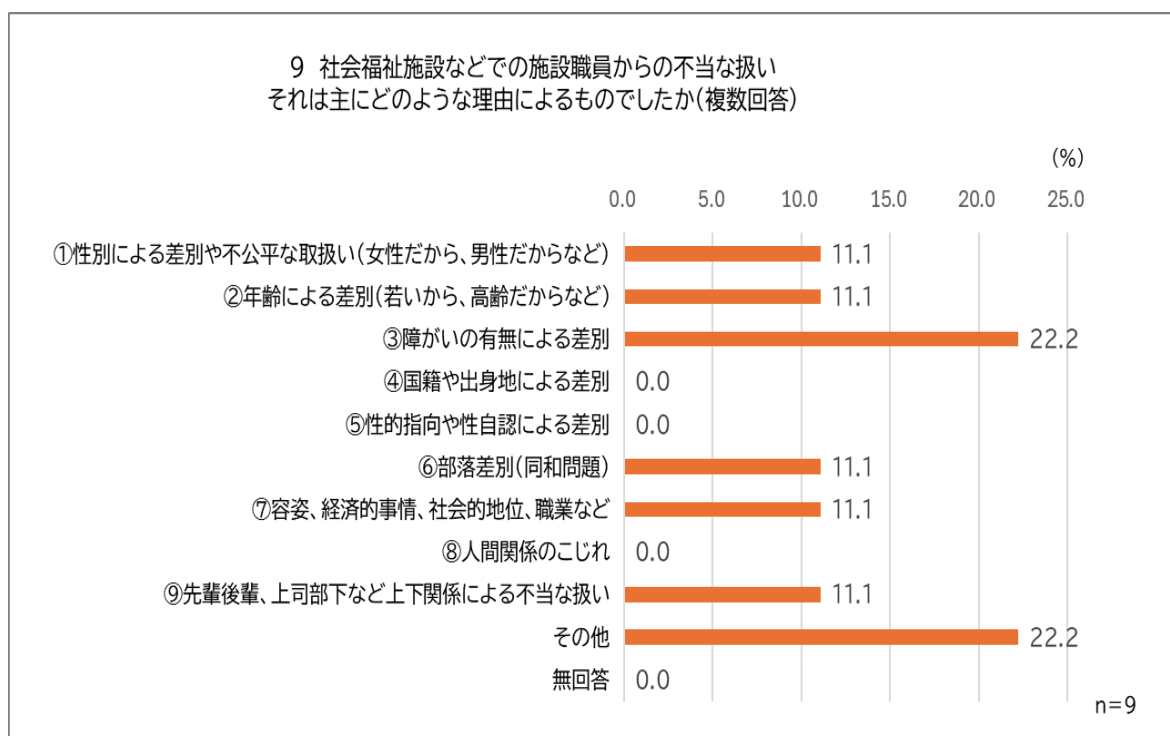


⑨ 社会福祉施設などでの施設職員からの不当な扱い

【発生した場所】

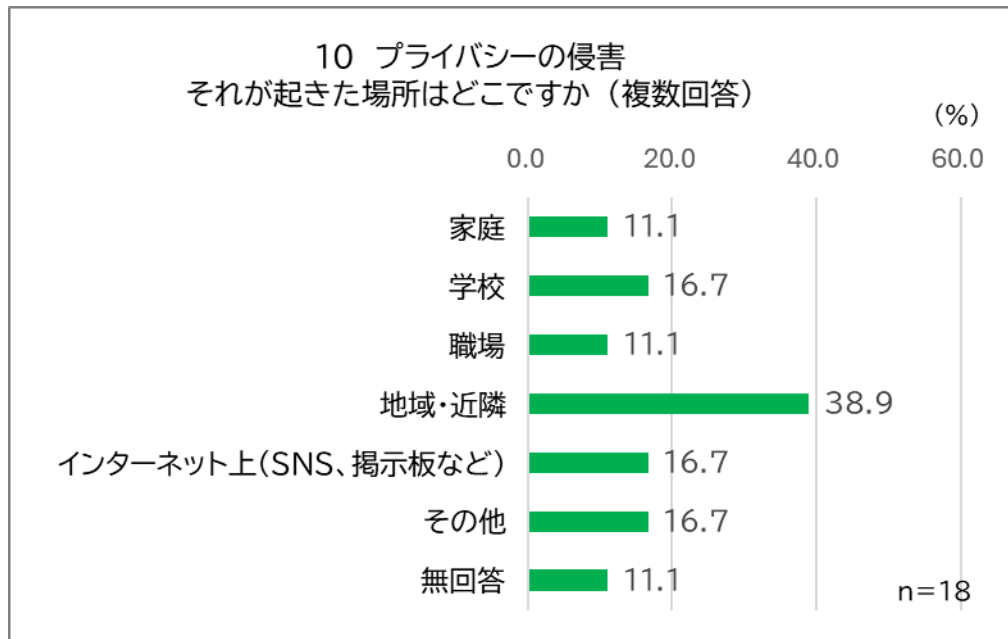


【どのような理由によるものか】

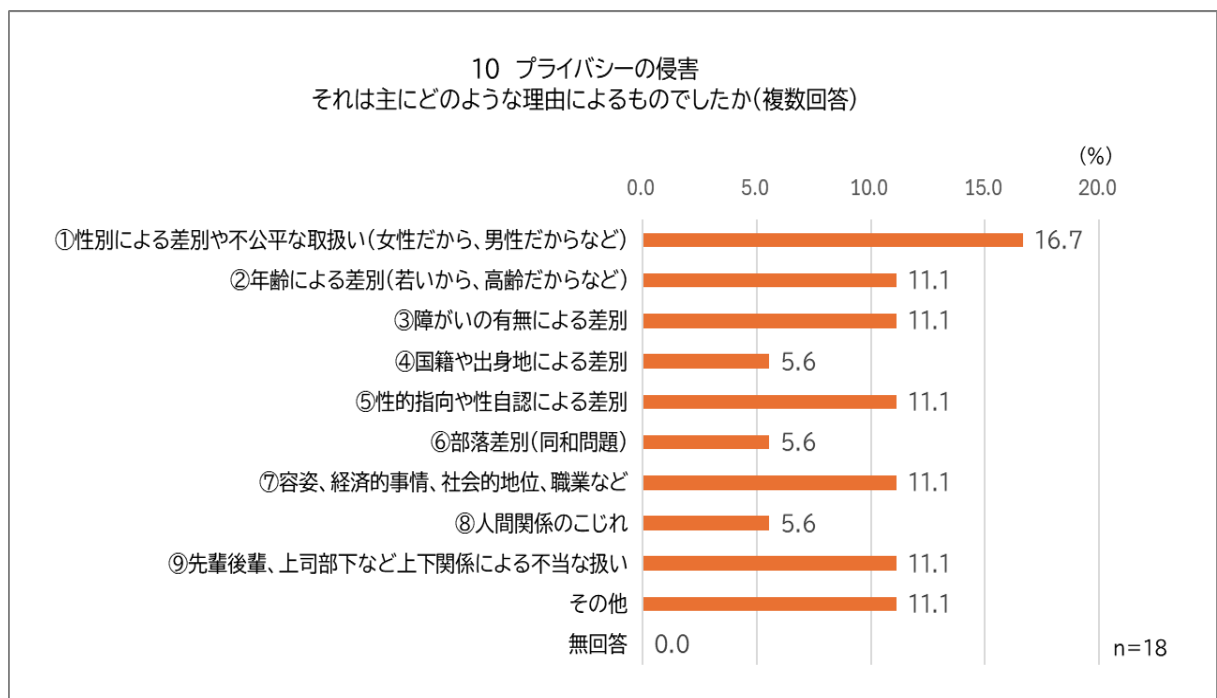


⑩ プライバシーの侵害

【発生した場所】

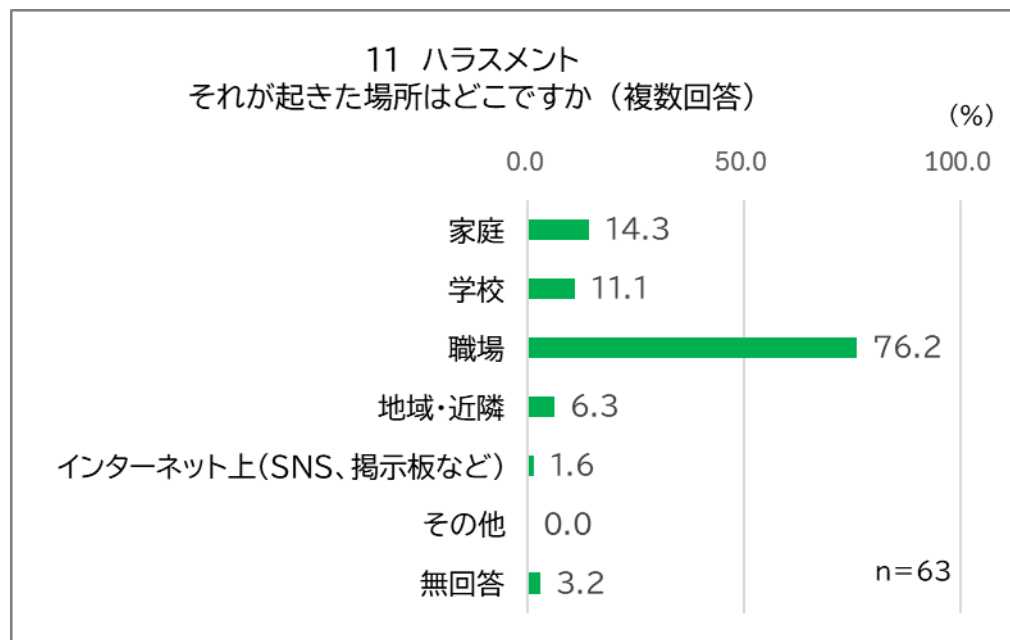


【どのような理由によるものか】

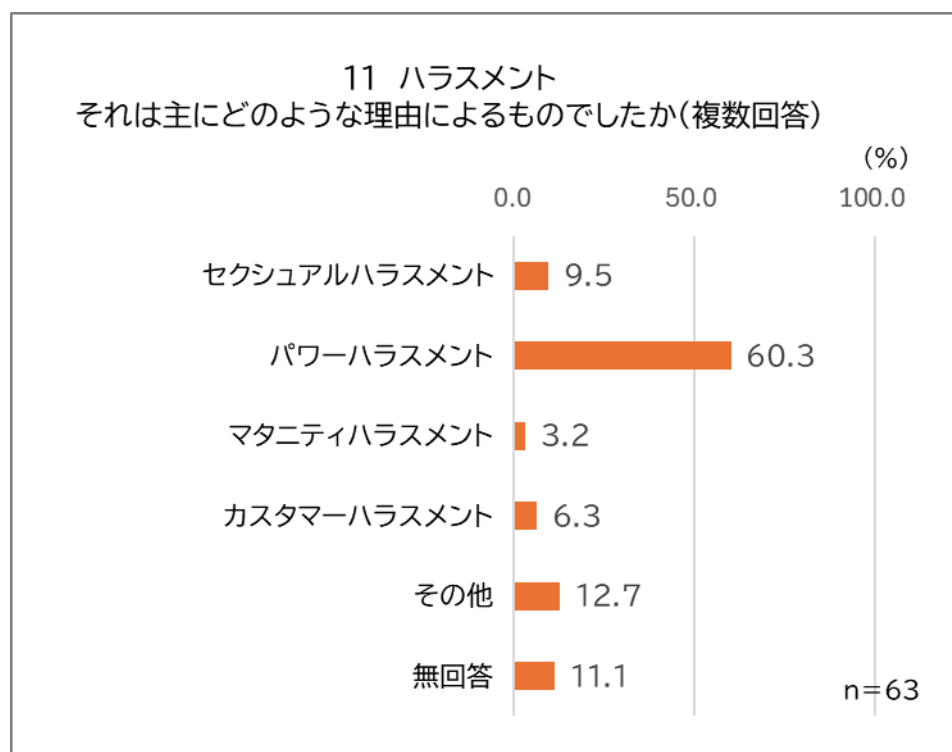


⑪ ハラスメント

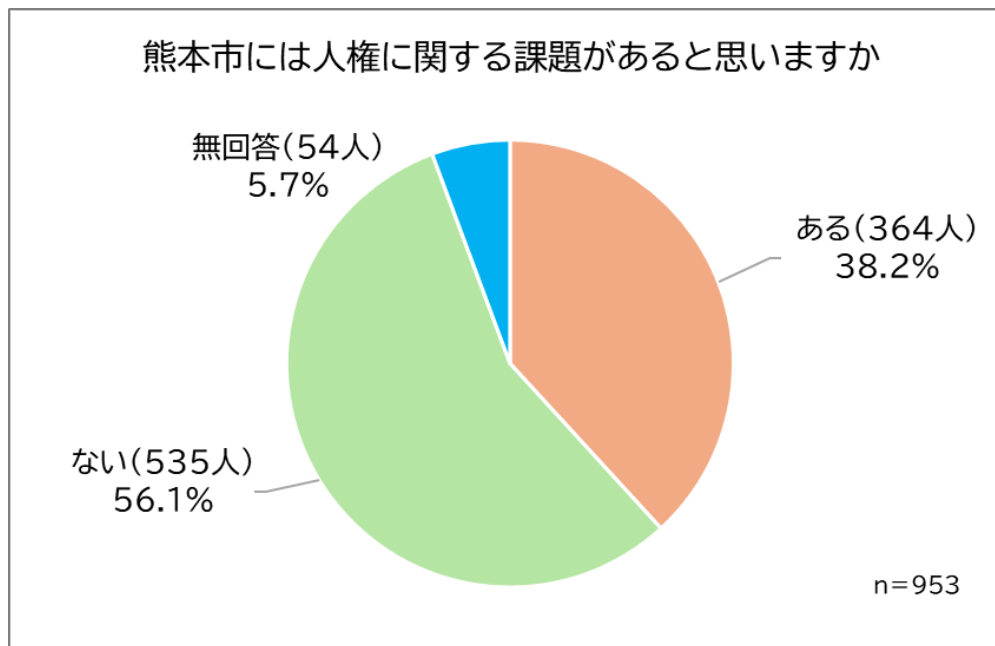
【発生した場所】



【どのような理由によるものか】



■ 問5 熊本市には人権に関する課題があると思いますか。



■ 問6 問5で「ある」と回答した方はどんな課題があると思いますか。
(自由記載)

《抜粋:原文まま》

- ・ネット上では、言った者勝ちになっている。
- ・いじめがあり暴力を振るわれている生徒がいること
- ・高齢者、障がいを持った方、外国籍など、目に見えてはいないかもしれませんが、常に課題はあると思います。
- ・熊本はまだまだ封建的だと思います。特に男女差別は根強いと思います。
- ・女性から男性がハラスメントを受ける場合も増えているが、全く取り上げられていないように見える
- ・水俣病やハンセン病に関する人権問題
- ・部落差別や、SNS などでの誹謗中傷
- ・性別、性自認、障害や病気など個人のパーソナルな部分に関する対応や情報の取り扱い
- ・これからますます増えてくる在熊外国人との多文化共生の課題
- ・パワハラ、セクハラ、カスハラ、いじめ、不登校など、私達の生活の身近に多々あるように思います。
- ・熊本は4校ありきで話をされる。どの高校出身でも関係ない
- ・重大な人権侵害を目にすることはないが、小さなものについては、気づこうと思えば至る所にある。
- ・人権に関する課題がない地域は、世界を見渡しても1つもないのでは？

■ 問7 人権に関する相談をするときに、どのような方法であれば相談しやすいと思いますか。(3つまで選択)

